

別 紙

答申第1号

答 申

第1 審査会の結論

山形県議会議長の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成23年7月4日、山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号。以下「情報公開条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県議会議長（以下「実施機関」という。）に対し、平成22年度政務調査費収支報告書及び添付書類（全会派及び全議員分）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、県議会事務局総務課が保有する平成22年度政務調査費収支報告書及び添付書類（会派交付分4件、議員交付分44件）（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、以下に掲げる「(1) 開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「(2) 開示をしない理由」を付して、平成23年7月19日付け議総第85号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

(1) 開示をしない部分

収支報告書及び添付書類（領収書その他の証拠書類等の写し）のうち次の部分

- ア 議員の金融機関口座に関する情報（金融機関名、店名、口座種別、口座番号）
- イ 議員の預金通帳残高及び政務調査費以外の取引情報
- ウ クレジットカード利用明細のカード番号、利用条件、利用状況及び政務調査費以外の取引情報
- エ 議員の自宅又は事務所の電話番号のうち公にされていないもの
- オ 議員の携帯番号
- カ 携帯電話の領収書で、議員以外の部分
- キ 家電量販店等のポイントに関する情報
- ク 調査先又は支出先である個人の住所、氏名、印影、電話番号及びメールアドレス

ス

- ケ 支出先（個人）の金融機関口座に関する情報
- コ 法人や企業等の担当者の氏名及び印影
- サ 支出先（法人）の金融機関口座に関する情報（当該情報を債権者自身が公にしていると判断されるものを除く。）

（2）開示をしない理由

（1）のアからオ及びキについては、議員個人に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、情報公開条例第6条第1項第2号に該当する。

（1）のカ及びケについては、個人に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、情報公開条例第6条第1項第2号に該当する。

（1）のク及びコについては、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るものであるため、情報公開条例第6条第1項第2号に該当する。

（1）のサについては、法人等に関する情報であり、開示することにより財産権その他正当な利益を害するおそれがあるため、情報公開条例第6条第1項第3号に該当する。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成23年9月15日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

4 実施機関は、平成23年10月14日、情報公開条例第10条の規定により、山形県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る質問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち人件費の支出に係る領収書その他の証拠書類について、支出先の住所、氏名の不開示処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 異議申立書及び意見書

(ア) 山形県議会議員の政務調査費については、平成20年度分から收支報告書に領収書等の証拠書類が添付され支出の透明性が高くなるとともに、支出内容については「山形県政務調査費の取扱いに関する要領」（以下、「要領」という。）と「政務調査費の手引」（以下、「手引」という。）を作成して各議員に対し支出の準則を示している。

この支出準則は、議会自らが政務調査費の支出について検討して作成した支出基準であって、少なくとも各議員は自らが定めた準則に従って支出することを要し、仮にこれに反する支出があれば、議会内部において政務調査費の返還請求もあり得るし、住民訴訟などの場合も、支出の合法違法の判断において重要な資料となり得るものである。

(イ) 要領、手引で示された準則は、政務調査費が税金という公金を支出するものであり、しかも「政務調査」という目的を限定してのみ支出可能な金員であるから、これら準則を各議員が遵守しているか否かを広く県民が検証可能としなければならず、それ故に山形県政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）においては收支報告書の閲覧を特に規定し、情報公開手続とは別に県民の閲覧が可能となっており、情報公開条例の不開示の範囲についても、この政務調査費の特徴を考慮すべきである。

(ウ) 手引によれば、人件費については、配偶者・親族の雇用に対する人件費は原則として支出できないとされており、その他の者を雇用した場合も、例えば、会派にいる職員（政党から派遣されている者）に対する人件費の支出などについては、常時雇用で他の用務にも従事している場合は、勤務実態に応じて合理的な割合で按分して支出するなどの準則が示されている。

(エ) 各議員の人件費に係る政務調査費の支出が要領、手引に示された準則に合致し、妥当性、合法性があるか否かを確認するためには、支出先である職員が配偶者・親族か否か、政党の職員と同一人か否かなどを知る必要があり、職員の氏名等を特定して、各議員が誰に対して人件費を支払ったかを明らかにする必要がある。

(オ) 要領、手引に示された準則は、職員の住所、氏名が公開されることを前提とするものであり、各議員は公開を前提に要領、手引を了解して議会において定めたものであると考えられるので、人件費の支出に係る職員の住所、氏名は、情報公開条例第6条第1項第2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものであると判断すべきである。

(2) 口頭意見陳述

- (ア) 手引には人件費について、配偶者・親族の雇用に対しては、原則支出できないとなっているが、専門的知識があるなどの特別な理由があって、実質的かつ外形的にも調査研究活動に適うものと認められる場合は、一律定額支給でない限り支出できるという例外を書いている。次に、短期的雇用の場合は、専ら政務調査活動に従事している場合に全額を支給、常時雇用で他の用務にも従事しては勤務形態等に応じ合理的割合で按分し、また、季節や活動内容にバラツキがある場合は上限2分の1とする趣旨になっている。当該人件費の支出先はこのいずれに当たるかがまったく分からない。これら公金の支出を県民が検証するためには、誰に支出したかを明らかにしなければ、手引の記載はあまり意味のないものになりかねない。
- (イ) 人件費の支出の実態を見ると、常時雇用をうかがわせる毎月定額支給、さらに夏冬の賞与の支給もあれば、2分の1と按分した支出もある。また、臨時的ないわゆるアルバイト的な雇用もある。2分の1と按分した場合、支給額が実は全額だったとしても検証の方法がない。支出だけで見ると、政務調査費の年額の約70パーセントを越える200万円以上の人件費を支出した議員もいるし、2分の1として100万円前後の人件費を支出した議員もたくさんいる。この場合、総額は2分の1の倍なので200万円前後の金員を人件費として支出したと考えられる。議員の受け取る政務調査費には課税所得は発生しないとされているが、200万円近くの支出を受けた議員に雇用された職員は当然課税対象となるので、雇用契約書又は雇用者負担分の社会保険料、あるいは源泉徴収が明示される必要があるのではないか。一部の議員は出しているが、そうでなければ前近代的な雇用形態になってしまふことであり、それ自体が問題である。これらを検証するためには、雇用された職員の住所、氏名が公開されなければならず、これは単なる個人情報とは言えないと考えている。
- (ウ) 平成21年度の政務調査費について監査請求をして、現在、住民訴訟をおこなっているが、提訴後に一人で約89万円を返還した議員もいる。もう少し内部でのチェック体制があれば住民訴訟提訴後の返還はあり得なかつたと思うが、現実にこのような事態が起きており、県民による監視が必要であることを如実に示している。本件人件費については、住所、氏名が不開示となると監査請求をして、それから住民訴訟をするという裁判手続きの中で明らかにして適合性を判断するしかなくなってしまい、一般県民にとっては実際上、使途基準に適合しているかどうかを判断できなくなり、使途基準そのものが有名無実になってしまうと思う。これは、使途基準を制定した県議会の意思にも反することであり、こういう点に

についてきちんと公開し、県民がチェックできるようなシステムにしてもらいたいと考えている。

(イ) 要領、手引は、県議会が自ら検討し、作成したものであり、議員そのものを拘束するものだと考えるべきである。したがって、その使途基準について、基準に合致しない支出があった場合は違法になり得るものであり、議会内部において返還請求の対象になるものと考える。これは、議会の内規にとどまらず、例えば住民訴訟等の裁判手続きにおいて、これらの使途基準は支出の妥当性を判断する一つの規範になるべきものであり、実際の裁判例においてもそのような取扱いがされている。よって、裁判手続きにおいて準則になるべきものであるとすれば、その基準の該当性を検証するにあたっては極めて高い透明性が求められると考える。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成22年度の政務調査費について交付を受けた会派及び議員から議長に対して提出された収支報告書及び添付書類（領収書その他の証拠書類等の写し）であり、会派交付分4件、議員交付分44件である。

なお、このうち異議申立人が本件異議申立ての対象としているのは、人件費（会派又は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費）に係る添付書類である。

2 不開示情報の該当性について

(1) 人件費の領収書等に記載されている支出先である職員の住所、氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であることから、情報公開条例第6条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示情報に該当する。

(2) 公文書の開示請求（閲覧又は写しの交付）については、情報公開条例に基づき、請求の目的を問わず、誰でも行うことが可能となっており、同様に、政務調査費条例第14条第1項において規定されている収支報告書の閲覧も、閲覧の目的を問わず、誰でも閲覧することが可能となっている。これは、閲覧という形で情報を公開し、手続きを簡素化することで政務調査費の使途の透明性を確保するとともに、広く県民に議員の調査研究活動を知つもらうためのもので、公開による検証を目的としたものではない。

(3) 異議申立人は、準則の配偶者・親族の雇用に対する人件費の支出はできない旨の

規定は、支出先である職員の住所、氏名が公開されることを前提としているものであるため、人件費の支払先である職員の住所、氏名は、情報公開条例第6条第1項第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると主張しているが、政務調査費条例第14条第1項に規定されている閲覧は政務調査費の使途の透明性を確保とともに、広く県民に議員の政務調査活動内容を知つてもらうためのものであり、全ての情報を閲覧できるものではなく、同条第2項において「情報公開条例第6条第1項各号に規定する不開示情報を除いて閲覧に供する」と規定し、閲覧に供するにあたっては、情報公開条例の規定によることを明記している。

これは、情報公開条例第6条第1項の原則に戻つて判断するという趣旨であり、本件異議申立ての対象となっている人件費に係る領収書等に記載された支払先である職員の住所、氏名は同条例第6条第1項第2号本文の特定の個人が識別される情報であるため不開示情報に該当し、異議申立人が主張するような公にすることが予定されている情報ではない。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

平成22年度の政務調査費について交付を受けた会派及び議員から議長に対して提出された収支報告書及び添付書類（領収書その他の証拠書類等の写し）であり、会派交付分4件、議員交付分44件である。

なお、異議申立人は上記本件公文書のうち、人件費（会派又は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費）に係る添付書類（領収書その他の証拠書類等の写し）（以下「本件対象文書」という。）に記載されている支出先である職員の住所、氏名のみを対象として不開示処分の取消しを求めていることから、この部分に限定して審査を行うこととした。

2 本件事案の審査について

本件事案について当審査会は、異議申立人の主張にあるとおり、本件対象文書について審査することとし、異議申立人及び実施機関双方から意見を聴取するとともに、インカムラ審理を行い、不開示の理由となった情報公開条例第6条第1項第2号への該当性について検討を行った。

3 情報公開条例第6条第1項第2号該当性について

（1）情報公開条例第6条第1項第2号本文該当性

情報公開条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定している。

実施機関は、本件対象文書において不開示とした支出先である職員の住所、氏名は情報公開条例第6条第1項第2号本文に該当すると主張しているので、同号本文該当性について検討する。

実施機関が不開示とした部分を審査会で検分したところ、本件対象文書として領収書等があり、当該部分には会派又は議員が調査研究のため雇用して人件費を支払った職員の住所、氏名及び印影の情報が確認された。

人件費の支出先である職員の住所、氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることから、同号本文に該当すると認められる。

(2) 情報公開条例第6条第1項第2号ただし書該当性

情報公開条例は第6条第1項第2号ただし書において、同号本文に該当するとしても例外的に開示できる情報を定めている。これは、個人に関する情報は不開示の扱いとする原則のもとで、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものについて、個別具体的に明確化したうえで、例外的に不開示情報から除くこととしたものである。

異議申立人は、「政務調査費の支出について、要領、手引に示された準則を各議員が遵守しているか否かを広く県民が検証可能としなければならず、それ故に、政務調査費条例においては収支報告書の閲覧を特に規定し、情報公開手続とは別に県民の閲覧が可能となっており、情報公開条例の不開示の範囲についても、この政務調査費の特徴を考慮すべきである。」「各議員の人件費に係る政務調査費の支出が、準則に合致し、妥当性、合法性があるか否かを確認するためには、支出先である職員が配偶者・親族か否か、政党の職員と同一人か否かなどを知る必要があり、職員を氏名等を特定して、各議員が誰に対して人件費を支払ったかを明らかにする必要がある。これは、この準則は、職員の住所、氏名が公開されることを前提とするものであり、各議員は公開を前提に要領、手引を了解して議会において定めたものであると考えられるので、人件費の支出に係る住所、氏名は、情報公開条例第6条第1項第2号ただし書イの、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する。」と主張しているので、同号ただし書該当性について検討する。

- ① 政務調査費条例第14条第1項で規定する閲覧については、同条第2項において「情報公開条例第6条第1項各号に規定する不開示情報を除き、閲覧に供する」と規定されていることを考えると、閲覧に供する内容は情報公開条例の規定に委ねる趣旨であり、検証に必要な情報すべてを開示すべきものとは認められない。
- ② 情報公開条例第6条第1項第2号ただし書イに規定する「法令等」は、同項第1号で「法令、他の条例及び会議規則」と規定しているため、要領、手引に示された準則はこれに該当しない。
- ③ 仮に、要領、手引に示された準則により行われていることが情報公開条例第6条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行」に該当するとしても、手引においては、閲覧について「山形県議会情報公開条例第6条第1項各号に基づく不開示情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの等）はマスキングのうえ、閲覧に供されます。」と明記されており、特別に人件費の支出先である職員の住所、氏名を不開示情報から除いているものではない。よって、この準則は、職員の住所、氏名が公開されることを前提とするものであるとは認められない。

これらのことから、本件対象文書に記載されている支出先である職員の住所、氏名は情報公開条例第6条第1項第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと認められる。

なお、本件対象文書に記載されている支出先である職員の住所、氏名は同号ただし書ロ、ハ及びニにも該当しないと認められる。

4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別記

年月日	処理内容
平成23年10月14日	実施機関から諮問を受けた。
平成23年10月24日	実施機関から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成23年11月14日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年12月5日 (第1回審査会)	事案の審議に先立ち、吉村委員から回避の申し出があり承認した。 事案の概要説明を行った。
平成24年1月10日 (第2回審査会)	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成24年2月16日 (第3回審査会)	事案の審議を行った。

山形県議会情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
高 山 克 英	弁護士	会長
北 野 通 世	国立大学法人山形大学理事・副学長	会長職務代理者
酒 井 天 美	致道博物館常務理事 松岡物産株式会社社長	
鈴 木 孝	山形県議会議員	
吉 村 和 武	山形県議会議員	本件事案の審議に関し 回避